

# 信託相談所取扱状況

(平成 29 年 7 月から 9 月中)

## (概況)

信託相談所の平成 29 年度第 2 四半期の取扱件数は 286 件で、後見制度支援信託、教育資金贈与信託、遺言・相続関連業務の減少を背景に、前年同期の 344 件と比べて 58 件減少した。

相談・照会件数は 284 件であり、業務別の多い順でみると、信託業務では、①特定障害者の生活の安定に資するための特定贈与信託に関するもの(69 件)、②後見制度支援信託、教育資金贈与信託を含む金銭信託・貸付信託に関するもの(45 件)、③不動産の有効活用を図るための不動産の信託に関するもの(13 件)であった。併営業務では、遺言の執行等を行う遺言・相続関連業務に関するもの(13 件)と株式の名義書換等を行う証券代行業務(12 件)であった。

また、苦情件数は 2 件であった。

## (主な相談・照会の事例)

### 1. 信託業務

#### ・金銭信託について

Q 教育資金贈与信託とはどのようなものか。

A 教育資金贈与信託は、孫等(受益者)の教育資金として祖父母等(委託者)が信託銀行等(受託者)に金銭等を信託した場合に、1,500 万円(学校等以外の教育資金の支払いに宛てられる場合には 500 万円)を限度として贈与税が非課税になる信託です。なお、贈与を受ける方(受益者)は、信託を設定する日、すなわち信託契約を締結する日において 30 歳未満の個人に限られています(文部科学省の「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税に関する Q&A」をご参照ください。)

( [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kaikei/zaisei/1332772.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kaikei/zaisei/1332772.htm) )

Q 後見制度支援信託とはどのようなものか。

A 後見制度を利用するご本人の財産管理面でバックアップするための信託です。家庭裁判所の指示にもとづき、ご本人の現金や預貯金に関して、信託を活用して管理することができます仕組みになっています。ご本人(委託者兼受益者)が、金銭を信託銀行等に信託します。信託された金銭は、元本補てん契約の付いた指定金銭信託で安定的に運用されます。なお、元本補てん付きの指定金銭信託は預金保険制度の対象にもなっていません。信託契約の締結、一時金の交付、信託

の変更、解約の手続は、家庭裁判所の指示書にもとづいて行われます。

#### ・特定贈与信託について

Q 対象となる「特定障害者」は、障がいの程度によって、贈与税の非課税限度額が異なるのか。

A 異なります。障がいの程度によって、「特別障害者」と「特別障害者以外の特定障害者」に分けられており、「特別障害者」とは、精神または身体に重度の障がいがある方をいい、6,000 万円まで贈与税が非課税になります。また、「特別障害者以外の特定障害者」に該当する方は、3,000 万円まで贈与税が非課税になります。なお、特別障害者等の範囲等は、相続税法で定められています。

Q 信託設定後 3 年以内に委託者が亡くなった場合、相続財産となるのか。

A 委託者が亡くなった場合、本制度により非課税の適用を受けた金額に相当する部分の価額は、相続開始以前 3 年以内のものであっても、相続税の課税価格に加算されません。

### 2. その他

#### ・信託法・信託業法関連について

Q 家族信託とは、どのような内容ですか。

A 遺言代用信託とは、委託者が受託者に財産を信託して、委託者自身を自己生存中の受益者とし、子・配偶者などを死亡後の受益者とすることによって、死亡後における財産の分配を信託によって達成しようとするもので、例えば、相続が発生したときに、葬儀費用や当面の生活費などの必要な資金を予め指定された受取人が速やかに受理することができます。また、後継ぎ遺贈型の受益者連続信託とは、例えば、夫が生前は自らを受益者として、夫の死後は妻を、妻の死亡後はさらに長男を連続して受益者とする旨を定める信託です。

(苦情の主な事例)

- 9月、ある会社の株 383 株の買取手続を銀行に依頼し受けられた。後日、銀行から単元株 300 株を含めて受付してしまったので手続ができない旨の連絡があった。理由はともかく一旦受付を行なったのだから手続を進めるよう依頼したところ、銀行から回答文書が届いたが納得がいく内容ではない(本件、銀行から申出人に受付相違のお詫びをしつつ、単元株の買取は証券会社で行うよう依頼したが納得が得られず、対応を続けていたが、申出人から更なる苦情の申出等がないことから、解決として終了)。

- 5月、申出人(87歳)は銀行に預けていた定期預金(1,000万円)が満期となり普通預金口座に入っていたので来店したところ、窓口でいろいろ担当者から言われて実績配当型金銭信託を契約したが、何の商品の説明をしていたのか記憶がない。納得して契約していないので解約したいが、解約手数料なしの解約には応じてくれない。納得がいかない(本件、銀行から信託相談所に「対応した結果、申立人が解約手数料を支払ったうえで解約し、他行へ資金を移した」旨連絡があったため、解決として終了)。

信託相談所取扱状況(平成 29 年 7 月～9 月中)

(単位:件)

項目	当四半期 (平成 29 年 7 月～9 月中)	前四半期 (平成 29 年 4 月～6 月中)	前年度同四半期 (平成 28 年 7 月～9 月中)
相談・照会(計)	284	291	340
(1)信託業務	139	149	189
(2)併營業務	27	18	19
(3)銀行業務	14	11	15
(4)その他	104	113	117
(うち信託法・信託業法関係)	(29)	(38)	(16)
苦情(計)	2	5	4
(1)信託業務	0	3	0
(2)併營業務	2	0	2
(3)銀行業務	2	2	1
(4)その他	0	0	1
合計	286	296	344